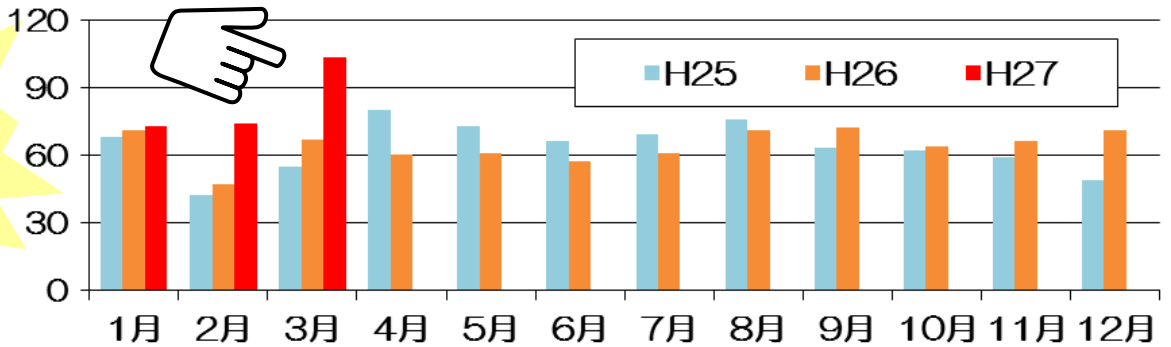


万引きは犯罪です

今年
3月だけで
100件以上!



万引きは刑法 235 条の「窃盗罪」にあたり、
10 年以下の懲役または
50 万円以下の罰金が科せられます。
それだけでなく、職場・学校・家族など
周囲からの信用を失うこととなります。



万引き犯は、自身の存在を店員や
まわりに知られることを嫌います。
「いらっしゃいませ」だけでなく、
「何かお探しですか?」と
積極的な声かけをしましょう。



不審な動きをしている人を見かけたら、
従業員や警備員に知らせてください。
また、お店に対しては、万引きの
全件通報をお願いしています。
警察もお店も、万引きは見逃しません。